

厚生年金基金保険の保険事務費

1. 保険料比例の保険事務費

1 保険年度中に払い込まれる基本保険料（特別勘定に振り替えられた部分は除く）に0.005を掛けた額とします。

2. 責任準備金比例の保険事務費

運用種類毎の経過責任準備金額を基準として計算します。

（単位：％）

経過責任準備金額	保険事務費率		
	一般勘定	特別勘定第1特約	
		総合口	円貨建 公社債口
10億円以下の部分	0.150	0.440	0.330
10億円超 20億円以下の部分		0.400	0.290
20億円超 30億円以下の部分		0.370	0.260
30億円超 50億円以下の部分		0.350	0.240
50億円超 100億円以下の部分	0.130	0.315	0.225
100億円超 200億円以下の部分	0.110	0.290	0.205
200億円超 300億円以下の部分		0.270	0.190
300億円超 500億円以下の部分		0.240	0.170
500億円超 の部分	0.100	0.220	

経過責任準備金額	保険事務費率					
	特別勘定第1特約					
	円貨建株式口			外貨建 公社債口	外貨建 株式口	短期 資金口
	A	B	C			
10億円以下の部分	0.520			0.550	0.600	0.050
10億円超 20億円以下の部分	0.440			0.470	0.500	
20億円超 30億円以下の部分	0.400			0.430	0.455	
30億円超 50億円以下の部分	0.365			0.385	0.420	
50億円超 100億円以下の部分	0.325			0.335	0.355	
100億円超 200億円以下の部分	0.300			0.300	0.320	
200億円超 300億円以下の部分	0.280			0.280	0.295	
300億円超 500億円以下の部分	0.250			0.250	0.260	
500億円超 の部分						

◎留意事項

1. 上記保険事務費率は1年当たりの保険事務費率です。
2. 一般勘定については、生保全体分の経過責任準備金額を基準として計算したものを、各生命保険会社の経過責任準備金額を基準として按分します。
3. 円貨建株式口A、円貨建株式口Bおよび円貨建株式口Cについては、経過責任準備金額を合算して計算します。

保 険 事 務 費

幹事契約の場合は、「保険料比例の保険事務費」と「責任準備金比例の保険事務費」の他に「定額および人数比例の保険事務費」を徴収します。これら全ての合計額を、原則として保険年度末に年金資産から徴収します。

◎ 留意事項

1. 上記保険事務費には、消費税相当額は含まれておりません。別途、年金資産より徴収します。
2. 上記の手数料（保険事務費）のほか、特別勘定の資産運用の過程で、株式の売買委託手数料等の諸費用を資産運用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。